

○栃木県建築士審査会条例

平成二十六年三月二十七日

栃木県条例第十一号

栃木県建築士審査会条例をここに公布する。

栃木県建築士審査会条例

(設置)

**第一条** 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二十八条の規定に基づき、栃木県建築士審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(組織)

**第二条** 審査会は、委員七人以内で組織する。

(委員の任期)

**第三条** 審査会の委員の任期は、三年とする。

(庶務)

**第四条** 審査会の庶務は、県土整備部において処理する。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則

この条例は、令和元年十二月十六日から施行する。